

■読みに困難のある子どもたちへの実践事例

学校図書館とわいわい文庫

狛江市立狛江第三小学校 学校司書
青木 和子

みなさんの学校図書館には、わいわい文庫がありますか？ わいわい文庫の導入とその運用について狛江三小図書館の様子を例に挙げてお話しします。

学校図書館でわいわい文庫を導入するまで

<校内で導入について話をします>

1. わいわい文庫を取り寄せて、校内の先生方（司書教諭・特別支援の先生・教育相談員・国語部の先生など）にご意見を聞きます。マルチメディアDAISY図書の特徴である「読み上げ・ハイライト・速度やフォントの大きさを調整できること」を確認して、読むことに苦手意識がある（活字をそのままでは読むことがむずかしい）子どもに対して、どの場面で利用できるか、どのような効果が期待できるかなどについて話し合いをもちます。教職員の中には、マルチメディアDAISY図書をご存じでない方がいらっしゃいます。実際に操作しながら、ご意見を伺うのがよいでしょう。

2. 運用についてプランを立てて、起案します。

先生方からのご意見をもとに、学校図書館で運用するための具体的なプランを立て原案を作ります。内容は、対象児童・設置する場所・貸出方法・具体的な利用方法などを提案します。

3. 原案ができたら、図書館担当の先生を通じて職員会議（運営会議）に提出します。

<貸出のための準備をします>

4. 校内で運用企画が通ったら、貸出しのための準備をします。

狛江三小では、学校図書館の中にわいわい文庫専用の机・椅子・パソコンを置き、周りをコの字形に木のブースで囲みました。音声が出るため利用時にはヘッドフォンを着用します。児童用に音量制御機能付きのヘッドフォンを購入しました。また、わいわい文庫のマスターCDから1冊ずつ複製し、1タイトルごとに

CD-ROMに収めました。このCD-ROMは貸出ができるようにバーコードを付けて貸出用の袋やケースに入れ、説明文も貼付しました。

<運用のシミュレーションをします>

5. ブルー版とそれ以外(白版)を分けて運用しましょう。

狛江三小図書館のわいわい文庫は、誰でも使える場所に設置しています。自由に誰でも操作できるため、わいわい文庫のブルー版を起動しています。わいわい文庫の白版を利用するために狛江三小図書館では、「利用登録確認票」を作りました。(『わいわい文庫活用術⑧』を参照) わいわい文庫の白版は、著作権法第37条第3項に基づき製作されたマルチメディアDAISY図書です。

その利用は、著作権法で「視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者」に限定されています。校内で白版を利用する子どもについては確認が必要です。

「利用登録確認票」は、学校図書館が判断する項目を示したものです。「利用登録確認票」は読書履歴と同様、個人情報ですので、取り扱いに細心の注意を払い、学校図書館内で管理し、外部に出すことはありません。また読書の記録を記した「読書

カルテ」も作成しています。「読書カルテ」には、マルチメディアDAISY図書を利用するきっかけや保護者の声、利用の様子を短く記録しています。

<児童向けにオリエンテーションをします>

6. わいわい文庫を開設した時に、子どもたちに向けてオリエンテーションを行います。

図書の時間などに時間を設けて説明すると良いでしょう。電子黒板に画面を映し起動します。クラス全員に問いかけて、マルチメディアDAISY図書には、どんな特徴があってどのような読み方ができるのかについて、子どもたちの発言を聞きながら一緒に考える時間を取りましょう。

子どもたちは、自分で操作をしてみたいと考えます。一人ひとりが実際に試せるように考えてみましょう。狛江三小では、2年生の3学期にクラス全員が1回ずつ実際に操作する時間を取っています。

<白版の利用者には個別に対応します>

7. 紙媒体よりマルチメディアDAISY図書のほうが読みやすいと感じた子どもに対しては個別に対応します。担任や教育相談員・特別支援担当の見立てと共に「利用登録確認票」を

チェックし、わいわい文庫の白版を利用するようにすすめます。本人が利用したいと意欲を示した時に促しますが、本人の意思を尊重して無理にはすすめません。

伊藤忠記念財団より2019年度に、研究用として狛江三小図書館へわいわい文庫が収録されているiPad 1台をお借りすることができました。タブレット端末での運用は、大きな効果がありました。白版の利用者はiPadに入れたわいわい文庫を使っています。2020年のコロナ禍で狛江市が電子書籍を導入し、市全体でGIGAスクール構想も始まり、子ども一人ひとりに1台ずつiPadが配布されました。そのため、タブレット端末で読むという光景も校内では珍しくはなくなりました。わいわい文庫が日常に溶け込む日が、もう近くまで来ているように思います。

わいわい文庫と学習

「国語の課題に取り組むために、わいわい文庫を貸してもらえますか？」先日、4年生の先生が学校図書館へ来られました。早速、わいわい文庫が入っているiPadとヘッドフォンをお渡ししました。今年度に着任された先生ですが、子どもが学校図書館でわいわい文庫を使っている様子を思い出されたのでしょう。工夫しつつ、課題に取り組んで

ほしいという担任の思いが伝わってくる事例です。また、5年生で伝記の本を読もうという課題に「わいわい文庫に収録されている本があります」と子どもに話したところ、担任からも「わいわい文庫で読むといいよ」と声かけをもらい、タブレット端末を借りていきました。このように学習面での活用事例も増えてきました。

学校図書館でわいわい文庫を導入する意義

2019年6月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が公布、施行されました。この法律に学校図書館が明記されています。学校図書館は、在籍する児童すべての読みを保障する場所です。そのために、マルチメディアDAISY図書や外国語の本、LLブックなどさまざまな資料を揃えておきたいものです。

学校図書館は、子どもたちの「読み」のはじめの一步を支えます。紙媒体では読みづらさを抱える子どもに対して、図書館としてできることを一つひとつ積み上げていきましょう。

また著作物を扱う機関として、著作権法で担うべき役割があります。2009年に改正された「著作権法」の第37条第3項により、学校図書館においても視覚障害者等の利用のために著作権者の許諾を得ることなく複製が行えるよ

うになりました。学校の中で著作物を扱う学校図書館の担当者は、電子図書やマルチメディアDAISY図書など多様な資料に目を向け、適切な利用を提案し、日々変化する状況に合わせた柔軟な対応が求められています。

わいわい文庫の特徴

みなさんもお存じの通り、わいわい文庫は、全国の学校・図書館・医療機関などの団体に限り寄贈されています。寄贈先には管理者がいて、必要なところに届くしくみになっています。また絵本や物語だけではなく昔話・科学の本・歴史の本など幅広いジャンルが集められています。昔話は、地域の話題にも

なります。さらに縦書きや横書きに変換できるなど機能面の充実が図られています。

デジタル時代とその対応

デジタル技術の進化により、CD-ROM対応のパソコンが減り、Windowsのバージョンが異なるなど、常に次の対応を考えていかななくてはなりません。タブレットに入れて運用することが主流になれば（そうなりつつありますが）タブレットにダウンロード可能かどうか、学校では厳しい制限がある中、これからも関係部署と協議しながら進めていければと思います。

